

# 山梨県公報

号外第五十九号

平成十三年  
十一月十七日

月 曜 日

## 目 次

### 監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

### 監査委員

#### 山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十三年十一月十七日

山梨県監査委員	小 林 二 三
同	早 川 正 秋
同	白 倉 政 司
同	中 村 照 人

#### 1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
発電総合制御所	平成13年7月25日
早川水系発電管理事務所	〃
笛吹川水系発電管理事務所	平成13年7月26日
石和温泉管理事務所	〃
中央病院	平成13年7月27日
北病院	〃
医務課(病院事業会計)	平成13年7月31日
企業局	平成13年7月31日
総務課	
電気課	
業務課	
福祉保健部	平成13年9月4日
福祉保健総務課(監査指導室)	
長寿社会課	
国民保健課	
児童家庭課	
障害福祉課	
医務課	
衛生業務課	
健康増進課	
教育委員会	平成13年9月17日
総務課	
福利給与課(小・中学校の給与認定を除く)	
学校施設課	
義務教育課	
高校教育課(新しい高校づくり推進室)	
社会教育課	
スポーツ健康課(旧冬季団体推進課)	
学術文化財課(県史編さん室)	
秘書課	平成13年9月17日
議事事務局	平成13年9月18日
人事委員会事務局	平成13年9月18日
監査委員事務局	平成13年9月18日
地方労働委員会事務局	平成13年9月18日
警察本部	平成13年9月18日
総務課、会計課、警務課、教養課、監察課、厚生課、情報管理課、生活安全企画課、地域課	

生活保安課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、国際対策課、機動隊、警察学校	平成13年10月15日
企画部 総合政策室 企画課 広聴広報課（県民情報センター） 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 リニア推進課 県民生活課（県民相談センター） 生涯学習文化課 青少年女性課（女性政策室） 国際課（バスポートセンター） 交通政策課	平成13年10月23日
商工労働観光部 商工総務課 産業交流課 商業振興金融課 工業振興課 観光課 労政雇用課 職業能力開発課	平成13年10月30日
出納局 会計課 管理課 工事検査課	

- 2 監査対象期間  
平成12年度
- 3 監査の方法  
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分  
監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項  
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項  
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項  
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果  
財務に関する事務の執行全般については、一部の箇所では改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。  
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)	4	2						2	8
指導(件)	20	15	12	8	1	18	4	4	82
注意(件)	6	8		5	2	5			26
合計	30	25	12	13	3	23	4	6	116

- 6 指摘事項  
不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。
- (1) 未収金の未収金整理簿への未登載や、資産計上すべき支出を収益的支出として処理する等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。  
( 笹吹川水系発電管理事務所 )
  - (2) 高齢者居室整備資金（貸付金）の未償還金が未収金に計上されていないかった。  
( 長寿社会課 )
  - (3) 障害者居室整備資金（貸付金）の未償還金が未収金に計上されていないかった。  
( 障害福祉課 )
  - (4) 第55回国民体育大会選手派遣費補助金について、額の確定が適切に行われなかった。  
( 又スポーツ健康課 )
  - (5) 小瀬又ボーツ公園等管理運営業務委託料について、収支差額による剰余金が過年度にわたり精算されていないかった。  
( 又ボーツ健康課 )
  - (6) 勤労青年センターに係る行政財産使用許可に伴い徴収すべき必要経費について、測定もれがあった。  
( 青少年女性課 )
  - (7) 収入に関する事務処理が不適正なものや、工事費の積算誤り等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。  
( 観光課 )

(8) 中小企業近代化資金特別会計の高度化資金貸付金償還金について、味のふるさと協業組合の自己破産により多額の収入未済が発生した。(商業振興金融課)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
  - 手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
  - 収入未収金の回収及び債権管理に改善を要するもの
  - 現金領収書の取扱いに不備があり改善を要するもの
  - 不納欠損金の会計処理に誤りがあり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
  - 過年度の雑部金の処理に不備があり改善を要するもの
  - 貸付金の利子の取扱いが不適正であり改善を要するもの
  - 補助金交付要綱に不備があり改善を要するもの
  - 支出負担行為同いの決裁区分に誤りがあり改善を要するもの
  - 支払事務の不適正により支払遅延があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
  - 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - 時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - 通勤手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - 扶養手当の認定手続きに誤りがあり改善を要するもの
  - 特殊勤務手当実績簿の作成に不備があり改善を要するもの
- (4) 契約に関する事項
  - 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
  - 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
  - 随意契約の理由が薄弱であり契約方法に改善を要するもの
  - 随意契約で見積書の取扱いに不備があり改善を要するもの
  - 履行確認が不十分で改善を要するもの
- (5) 工事にに関する事項
  - 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの
- (6) 財産管理に関する事項
  - 土地の賃貸借契約手続きに不備があり改善を要するもの
- (7) 物品管理に関する事項
  - 備品台帳と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
  - 物品要求書の記載内容に不備があり改善を要するもの
  - たな卸し資産の亡失及び毀損の手続きに不備があり改善を要するもの
  - 郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの
- (8) その他の事項
  - 公営企業会計の決算書確認資料に不備があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番